

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>(1) 内容 県内の保育所等に勤務する保育士等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を実施する。</p> <p>(2) 特殊性について 本研修は、保育士・主任保育士・保育施設長等、保育現場の多様な立場にある職員が日常的に直面している課題やニーズを的確に踏まえ、さらに、公立・私立といった設置主体の違いや、地域特性により生じる課題の差異にも十分に配慮したうえで、現場の実態に即した研修内容の企画を要する専門性の高い研修である。 このため、研修内容の企画に当たっては、次の4つの要件を満たす必要がある。 ①初任保育士、主任保育士、施設長といった役割の異なる立場が抱える課題を総合的に捉えること。 ②公立・私立の組織構造、人事制度等の違いを踏まえ、両者に共通して有益となる内容とすること。 ③地域特性による課題の違い等を踏まえ、全県的に有効な研修内容とすること。 ④保育現場における①から③の課題を把握するため、日常的な意見交換及び課題等の把握に努めること。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県保育研究協議会（以下「県保協」という。）は、団体内に保育士個人が参加する「保育士会」を組織し、施設長・主任等の管理職層のみならず、現場で日々子どもと関わる保育士個人の視点・意見も直接把握できる体制を有している。これにより、初任者から管理職層までの地域特性による課題を横断的に捉えることが可能である。 また、県保協は、公立・私立を問わず県内の保育所等が加盟する唯一の保育関係団体であり、327施設（県内保育所等の約70%）が参加する、県内最大の保育専門ネットワークを形成している。このため、県保協は、公立・私立双方の課題特性等を日常的に把握できる唯一の団体である。 さらに、県保協では、総会、研修委員会及び各地域ブロックの会合等を通じて、地域特性に基づく運営課題、人材確保状況、保護者ニーズの違い等を継続的に収集・共有している。 このため、1（2）の4つの要件を満たす、全県的に有効な研修を実施できるのは県保協のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。